

社会福祉法人 信隆会 ホームページ運営規定

(目的)

第1条

情報発信と収集のための手段が多様化するなか、さらに広くかつ迅速な情報を伝達することを目的として 社会福祉法人 信隆会 （以下「法人」という。）において、ホームページを有効、適切に運営するため、本規程を定める。

(運営方針)

第2条

法人において提供する情報は、公益に資することを基本とし、社会福祉法第70条などが求める施設台帳記載内容を満たすものとする。そのため、法人の事業等の情報を概括的に提供し、利用者・家族相互の活発な情報交換を図るとともに、情報の正確性、的確性、迅速性に留意し、また、プライバシーの配慮に努めるものとする。

(掲載内容)

第3条

以下の内容を基本とし、運営・管理体制を勘案しつつ、必要に応じて充実を図る

1. 法人情報（定款に定める目的及び事業等）
2. 施設概要（施設案内、重要事項説明書等）

○若木ライフ

- ・ 特別養護老人ホーム若木ライフ(介護老人福祉施設)※短期入所含む
- ・ デイサービス（一般型、認知症対応型）
- ・ 居宅介護支援事業所
- ・ 中台おとしより相談センター（地域包括支援センター）
- ・ 介護職員初任者研修、実務者研修事業
- ・ 管理部門（求人、ボランティア募集等）

○ケアハウス志村ハイライフ

○エキチカ保育園Ⅱ

○光が丘ライフプラザ(看護小規模多機能型居宅介護施設)

3. 施設の実施するイベントや日々の様子など

(運営・管理体制)

第4条

1. 運営・管理者は理事長とし、その権限を各施設責任者へ委譲することができる。
2. 運営・管理に関するルール等は、必要に応じて定例会議にて協議を行う。
3. ホームページの更新については、各施設の責任で行う。
4. 各施設責任者より任命された管理責任者、管理責任者より任命された運用担当者が、責任を持ってホームページの運用管理を行う。なお、メンテナンスを含むシステム保守管理は管理責任者とする。

(運営・管理に関する個別事項)

第5条

1. 情報の作成及び更新
 - ① 実施する事業の概要、各行事等の周知、調査等の報告については、あらかじめ定められたパソコン上の様式を用いて原稿を作成する。
 - ② 運用担当者は、管理責任者及び事業責任者の決裁を経てホームページ上に転送する。
 - ③ 期限の切れた情報の削除は、管理責任者が行う。

(禁止行為)

第6条

本ホームページにおいて次の行為を禁止する

1. 公序良俗に反する行為
2. 利用者とその家族、職員、第三者の人権を侵害する行為
3. 利用者とその家族、職員、第三者の知的財産を侵害する行為
4. 利用者とその家族、職員、第三者に迷惑又は損害を与える行為
5. ウイルス等で情報資源を破壊する行為
6. 情報資源への不法侵入を目的としたプログラムを作成及び配布する行為
7. その他、法人のネットワークの正常な運営を妨げる行為

付則

この規定は、令和7年9月1日から施行する。